

「若手研究者によるスタートアップ課題解決支援事業」令和5年度公募Q&A

2023.3.16更新

#	問合せ内容	回答
1	<p>1. SU創成支援機関として採択された場合は、SU医療機器研究開発に採択された研究者に対して、支援を実施する、ということですが、採択された他機関の研究者に対しても同様に支援を実施するという認識で間違いありませんか。</p> <p>2. 「SU創成支援研究」への申請に関しては、機関の長を研究代表者として申請する必要はなく、当該支援を実施する者が研究代表者となり申請すればよいという認識で間違いありませんか。</p>	<p>1. そのご認識で結構です。3.2.1 委託事業、補助事業の目的 等をご参照ください。</p> <p>2. そのご認識で結構です。第2章 応募に関する諸条件等 等をご参照ください。</p>